

平成27年4月から、子育てに関する新しい制度が始まります。新制度では、入所・入園の手続きなどが変わります。ここでは、新制度開始後の利用手続きの流れなどについて、紹介します。



3つの区分で認定します

新制度では、保育所・保育園等を利用するために、保護者が給付の支給認定を受ける必要があります。

支給認定は、子どもの年齢、どの施設を希望するのか、保育の必要性があるかを総合的に判断し、

下表の3つの区分で認定します。

なお、市内の幼稚園の利用手続きは、今までどおりで、支給認定申請は不要です。幼稚園の入園手続きについて詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

支給認定区分表

子どもの年齢	希望する形態	保育の必要な事由	認定区分	利用施設
満3歳以上	教育	—	1号認定	市外の一部の幼稚園、認定こども園【※1】
	保育	有	2号認定	保育所(園)、小規模保育所【※2】、認定こども園
満3歳未満	保育	有	3号認定	所【※2】、認定こども園

※1__市内に認定こども園はありません。
 ※2__平成27年4月から、あしろ保育所畑分園が、小規模保育所になる予定です。

支給認定区分の中で、2・3号認定を受けるには、保護者が、下の「保育の必要な事由」のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要な事由＝▶1カ月に60時間以上労働している。▶妊娠中または産後間もない。▶疾病にかかっている、負傷している。▶精神または身体に障がいがある。▶同居親族の介護または看護をしている。▶災害の復旧に当たっている。▶求職活動を継続的にしている。▶就学している、職業訓練を受けている。▶DV被害により子どもの保育が困難である。▶育児休業を取得するが、既に保育所(園)を利用している子どもが継続して利用する必要がある。 など

2つの保育時間

2・3号認定を受ける人は、保育の必要量に応じて、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

それぞれの区分で定められた時間を超えて保育が必要な場合は、「延長保育」となります。延長保育の時間は、施設によって異なります。

▶保育標準時間…最長11時間まで

▶保育短時間…最長8時間まで(施設によって受け入れ時間が異なります)

保育料について

保育料は、国の基準を基に、保護者の所得などに応じて、市が定めます。

新制度では、国の基準が変わり、保育料の算定方法も変わりますが、可能な限りこれまでと大きな変動がないように保育料を定めます。保育料は、これまでどおり市にお支払いいただきますが、小規模保育所、市外の認定こども園を利用する場合は、施設に直接お支払ください。

※ 認可外保育所などの保育料は、施設が定めた保育料を、施設に直接お支払ください。

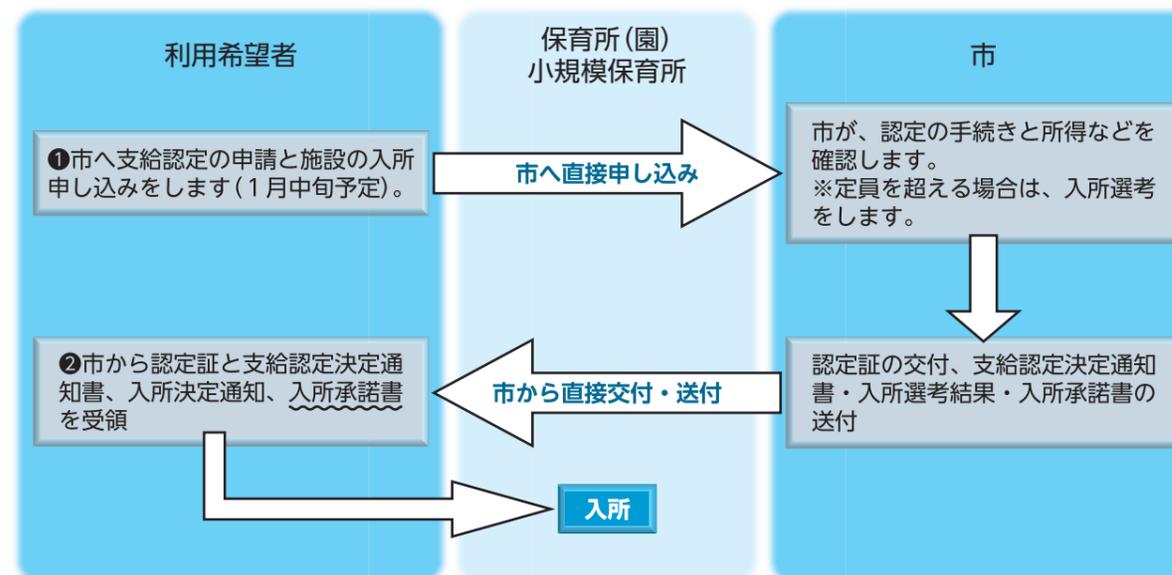
保育所(園)利用までの流れ

新制度では、利用を希望する施設や現在の利用状況によって、手続きの流れが異なります。4月から新たに利用する場合と、継続して利用する場合の流れを下図に示しますので、ご確認ください。

支給認定申請は不要です。幼稚園への入園手続きについて詳しくは、入園を希望する幼稚園へお問い合わせください。

入所申し込みについて詳しくは、市役所地域福祉課児童福祉係(☎・内線1157)まで。

4月から新たに保育所(園)・小規模保育所を利用する場合【2・3号認定】



- ・保育所(園)については、市から決定通知と入所承諾書を送付します。
- ・小規模保育所については、保育所から入所承諾書を送付されます。

4月以降継続して保育所(園)を利用する場合【2・3号認定】

